

# 地域密着型金融の推進

## 地域密着型金融の推進

銀行には、お客さまの大切な資産をお預りし、資金や金融サービスを企業や個人のお客さまに提供することで、社会・経済の健全な発展を支える役割があります。

静岡銀行グループでは、株主の皆さまからご出資いただいた資金、お客さまからお預りした資金をもとに、静岡県を中心としたお客さまへのご融資を通じて、地域経済の持続的発展に努めています。

### ■地域密着型金融とは？

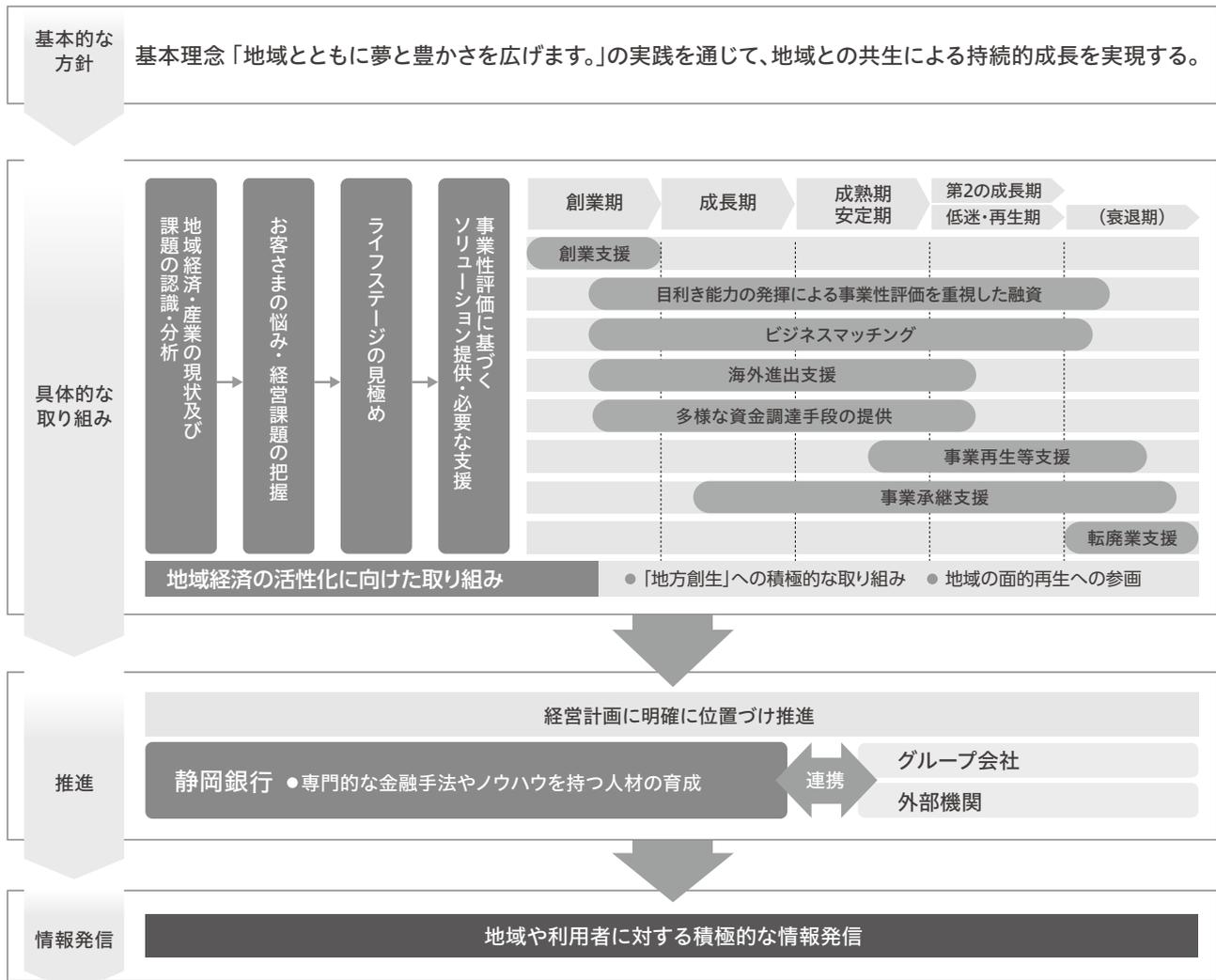
地域密着型金融とは、「金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報をもとに貸出などの金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデル」と定義されています。

### ■基本方針

静岡銀行グループでは、地域密着型金融の推進における基本的な方針を、「基本理念“地域とともに夢と豊かさを広げます。”の実践を通じて、地域との共生による持続的成長を実現する。」と定め、中期経営計画や各期の業務計画を通じて、地域密着型金融の推進に取り組んでいます。

地域、お客さまとのリレーションの一層の向上や、さまざまなニーズに応じた付加価値の高いサービスの提供を通じて、互惠・共生の関係を構築することで、持続的な成長の実現を目指しています。

### 地域密着型金融の全体図



■さまざまな経営課題の解決に向けた取り組み

■取り組み方針

課題解決型の高付加価値サービスの提供や成長ステージに応じた資金供給を通じて、地域経済の活性化とお客さまの中長期的な成長をサポートしています。

特に成長分野に関しては、「しずぎん成長分野応援プロジェクト」を通じて、地域企業の新たな分野への挑戦や、経営革新、事業の再構築などを積極的に支援しています。

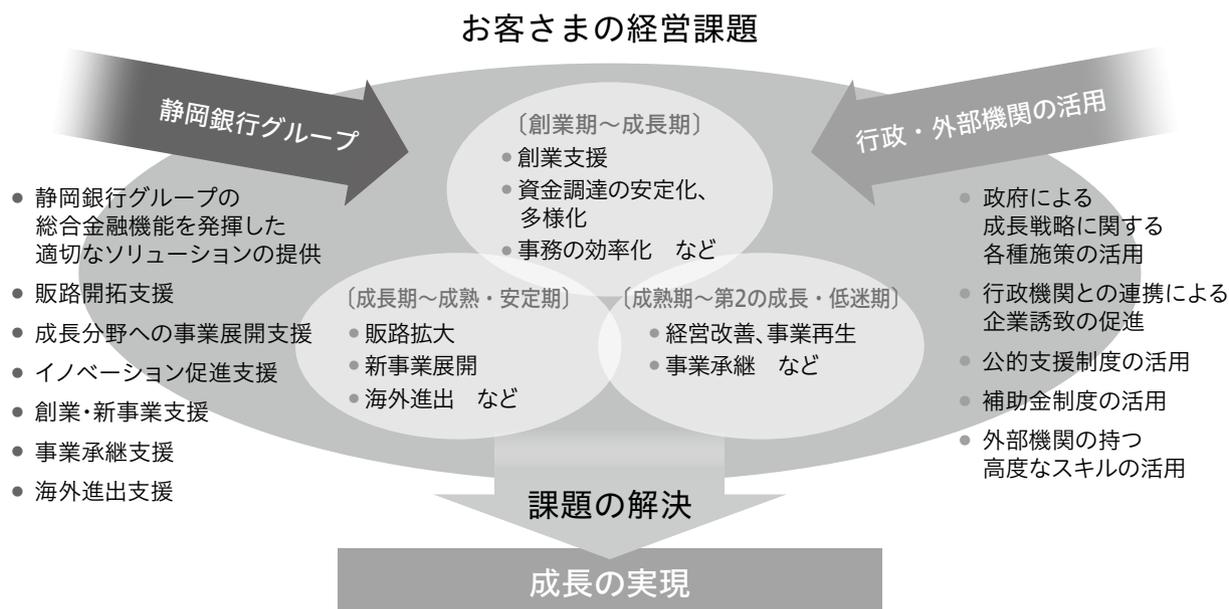
？ しずぎん成長分野応援プロジェクトとは？

静岡銀行では、政府の成長戦略等で示されている成長分野に対する支援活動を強化するため、本プロジェクトを実施しています。

お客さまの新たな成長分野や海外への進出など各種課題に対するソリューションの提供、資金供給、セミナー開催による情報提供などを通じて、成長分野への事業展開を積極的に支援しています。

■態勢整備の状況

静岡銀行では、グループ会社および外部提携機関との幅広いネットワークを活用し、中小企業等のお客さまへの経営支援・経営課題の解決に取り組んでいます。



■「事業性評価」への取り組み状況

地域経済や産業の見通しを踏まえたお客さまの成長可能性や事業の将来性を適切に評価し、「事業性評価」を重視した融資や提案を通じてお客さま本位の金融仲介機能を発揮し、「お客さま」や「地域」の発展を支えています。

■取り組み方針

1. お客さまとの「共通価値の創造」への取り組み

さまざまなライフステージにあるお客さまの課題解決に取り組みます。

2. コンサルティング機能の発揮に基づく経営支援

生産性向上・体質強化の支援を強化するとともに、事業承継に直面しているお客さまや事業再生が困難なお客さまへの相談・支援に取り組みます。

3. 課題解決と成長性を重視した融資の取り組み

外部環境やお客さまのビジネスモデルをよく理解し、資金使途に応じたファイナンスに積極的に取り組みます。

■主な取り組み実績(2018年度中間期)

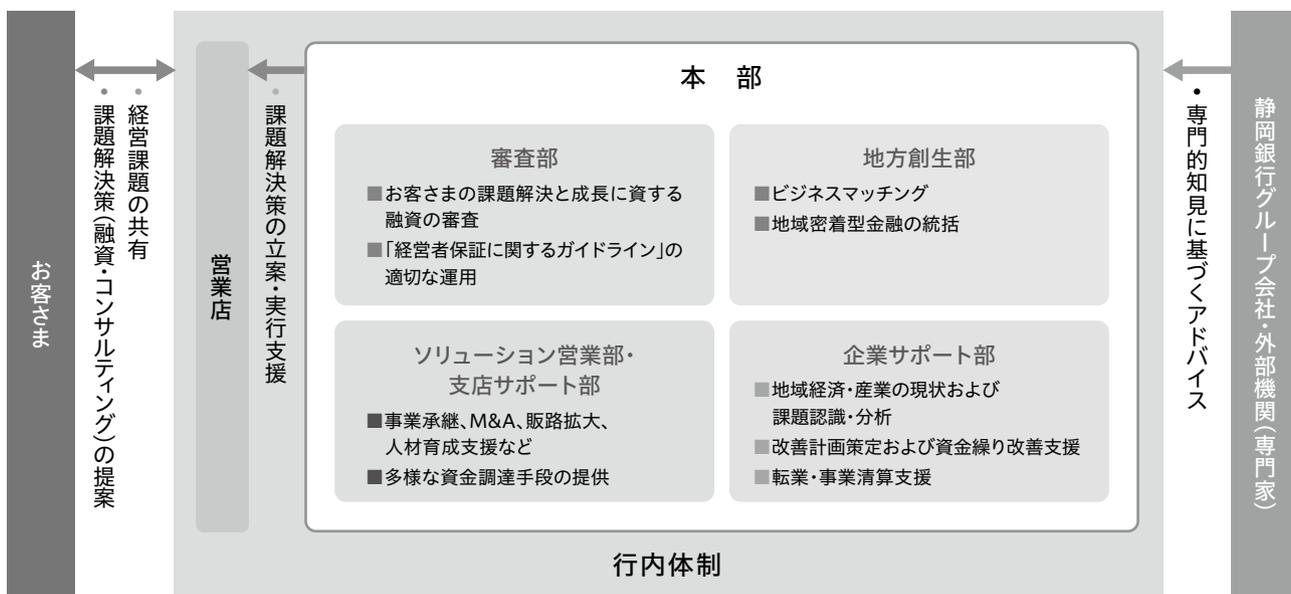
1. 融資に係る実績

主な取り組み内容	実績	取り組みのポイント
事業性評価用コベナンツ付き融資	129件 / 140億円	将来性やキャッシュフローを重視した融資により、お客さまの事業計画の達成を支援します。
しずおか創生・地域企業応援ローン	104件 / 121億円	地域資源の活用や雇用拡大に向けた融資により、地域活性化に積極的に取り組みます。
ABL	24件 / 25億円	在庫や動産の価値に着目した融資により、お客さまの商流把握を通じた本業支援に取り組みます。
経営サポート資金・ターンアラウンド資金	30件 / 6億円	事業に必要な資金を供給することにより、お客さまの経営改善・事業再生を支援します。

2. リレーション強化に係る取り組み

主な取り組み内容	実績	取り組みのポイント
地域活性化に関する各種ファンド	2件 / 45百万円	地域の産業振興に資する事業に積極的に取り組まれているお客さまへの投資を通じて、地域活性化を支援します。

■推進体制



## ■「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み状況

経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るため、既存の保証契約や、経営者保証の見直し、保証債務の整理などにあたっては「経営者保証に関するガイドライン」に基づいた適切な対応に努めています。

### ? 「経営者保証に関するガイドライン」とは?

一般社団法人全国銀行協会と日本商工会議所が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」の検討の成果としてまとめられたもので、中小企業・小規模事業者等の経営者による個人保証について、保証契約を締結する際や、金融機関等の債権者が保証履行を求める際における、中小企業・小規模事業者等、保証人、金融機関等の自主的なルールを定めたものです。

主要計数	2018年度中間期実績	(参考)2017年度実績
①新規に無保証で融資した件数	3,441 件	6,336 件
②経営者保証の代替的融資手法として ABL を活用した件数	1 件	7 件
③保証契約を変更した件数	131 件	394 件
④保証契約を解除した件数	455 件	777 件
⑤ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	5 件	5 件

<参考>

新規融資件数 (A)	16,162 件	33,679 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 (①+②/A)	21.30%	18.83%

※2017年度中間期実績より、「新規融資件数」および「新規に無保証で融資した件数」は、反復的な継続取引や当座貸越取引の更新等を含めて集計

## ■地域密着型金融の推進に関する主要計数

### ■ライフサイクルに応じた支援強化

主要計数	2018年度中間期実績	(参考)2017年度実績
①経営改善支援取り組み率＝経営改善支援取り組み先 <sup>(※1)</sup> 数／期初債務者数 (正常先除く)	5.6%	5.1%
経営改善支援取り組み先数 (正常先除く)	669 先	629 先
期初債務者数 (正常先、アパートローンのみ先除く)	12,037 先	12,447 先
②再生計画策定率＝再生計画策定先 <sup>(※2)</sup> 数／経営改善支援取り組み先数 (正常先除く)	63.4%	71.5%
再生計画策定先数 (正常先除く)	424 先	450 先
経営改善支援取り組み先数 (正常先除く)	669 先	629 先
③ランクアップ率＝ランクアップ先 <sup>(※3)</sup> 数／経営改善支援取り組み先数 (正常先除く)	3.0%	9.5%
ランクアップ先数 (正常先除く)	20 先	60 先
経営改善支援取り組み先数 (正常先除く)	669 先	629 先
④創業・新事業支援融資実績 〔創業に関する融資〕の期中実行件数・実行額	406 件／ 10,729 百万円	797 件／ 30,875 百万円

### 【計数の定義】

#### ※1 経営改善支援取り組み先<sup>(※)</sup>

営業店による経営改善支援先(a) + 本部による事業再生集中対応先(b) + 中小企業支援協議会の再生計画策定先 (メイン取引行として対応した先のみ)

#### ※2 再生計画策定先<sup>(※)</sup>

(a)のうち経営改善計画策定先 + (b)のうち再生計画策定先 + 中小企業支援協議会の再生計画策定先 (メイン取引行として対応した先のみ)

#### ※3 ランクアップ先

経営改善支援取り組み先のうち、2018年9月末の債務者区分が2018年3月末と比較し上昇した先

(※)重複は除く



SHIZUOKA BANK

静岡銀行

<http://www.shizuokabank.co.jp/>

## 『静岡銀行グループの現況2019』 ～中間期データ編

『静岡銀行グループの現況2019』～中間期データ編は、銀行法第21条にもとづいて作成したディスクロージャー資料（業務および財産の状況に関する説明書類）です

本冊には、銀行法施行規則第19条の2および同第19条の3の第1項各号に定められた指標等、同第19条の2第1項第5号二等の規定にもとづき平成26年金融庁告示第7号に定められた自己資本の充実の状況、ならびに同第19条の2第1項第5号ホ等の規定にもとづき平成27年金融庁告示第7号に定められた流動性に係る経営の健全性の状況等について記載しています

2019年1月発行

発行：株式会社静岡銀行 経営企画部

〒420-8760 静岡市葵区呉服町1丁目10番地

TEL.054(261)3131